

# 団体受講に関する規約

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

1. この規約（以下「本規約」といいます）は、東京私塾協同組合（以下「団体」といいます）に加盟する塾（以下単に「塾」といいます）のうち、株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」といいます）が学習塾向けに提供している通信教育サービスのアプリケーション「AI StLike for 学習塾」またはWEBコンテンツ「プログラミング講座」（以下総称して「ベネッセコンテンツ」といいます）のいずれかまたは両方を塾のコースまたはコース内のサービス（以下「塾サービス」といいます）として導入することを希望する塾が、団体に対して申込をすることにより使用（以下単に「団体受講」といいます）する際の諸条件を定めることを目的とします。なお、ベネッセと団体は、別途、団体受講に関する契約（以下「ベネッセ団体間契約」といいます）を締結しており、団体はベネッセ団体間契約に従い、塾に対し、ベネッセコンテンツの使用を許諾するものとします。
2. 塾は、本規約の内容に同意し、団体より交付された別紙1の様式の申込書（以下「本申込書」といいます）を団体に提出する方法によりベネッセコンテンツの使用を申し込み、団体が当該申込みへの承諾を行うことにより、団体と塾との間で、ベネッセコンテンツの使用に関する契約（以下「本使用許諾契約」といいます）が成立するものとします。

## 第2章 塾サービスに関する基本的な条件

### 第2条（受講契約の締結）

1. 団体との間で本使用許諾契約を締結した塾は、本規約の内容に同意のうえ遵守することを条件に、ベネッセコンテンツを用いて塾サービスを提供することができるものとします。塾サービスを受講する受講者（以下単に「受講者」といいます）との受講契約（以下単に「受講契約」といいます）は、塾と受講者の保護者との間で締結されるものとします。
2. 塾は、塾サービスの受講希望者に対して、ベネッセの定めるベネッセコンテンツにかかる利用規約、その他ベネッセおよび団体が提供する情報に基づいて、ベネッセコンテンツの受講条件等の説明を行ったうえで、受講契約を締結するものとします。

### 第3条（受講費）

塾サービスの毎月の受講費は、塾が受講契約に基づいて受講者の保護者から徴収するものとします。

#### 第4条（クレーム対応）

塾は、受講者およびその保護者（以下これらを総称して「顧客」といいます）から受けた塾サービスの運営に関するクレーム、その他顧客との間に発生するすべての紛争については、ベネッセコンテンツの内容にかかるもの、または団体の責めに帰すべき事由により発生したものを除いて、自己の費用と責任において解決するものとし、ベネッセおよび団体に一切の損害を及ぼさないものとします。また、塾サービスにおいてベネッセ商標等（第10条において定義）を利用することに鑑み、塾は当該クレームに対して誠実かつ迅速に対処解決を図らなければならないものとします。

#### 第5条（運営責任）

1. 塾は、塾サービスの運営を、自らの事業として自己の計算において行うものとします。
2. 塾は、直接、間接を問わず、塾サービスの運営に関連して発生するおそれがある一切の損失および第三者に対する責任を自ら負担し、団体およびベネッセには何らの負担もかけないものとします。

#### 第6条（運営主体の明示）

塾は、塾サービスの受講者または講師の募集にかかる広告宣伝活動を行う場合、またはその他塾サービスを第三者に告知する場合には、塾自らの事業であることを明示しなければならず、ベネッセが運営主体であるという誤認を生じないよう細心の注意を払うものとします。

#### 第7条（管理画面の利用に関する各種条件）

1. 塾は、塾サービスの実施にあたり、ベネッセが開発した、家庭での学習状況などを確認することのできる管理画面（以下単に「管理画面」といいます）を、講師等の塾の従業員（社員・アルバイト等を指し、以下単に「従業員」といいます）に限り利用させることができるものとします。塾は、管理画面の責任者にあたる、管理者または教室管理者（以下単に「管理者」といいます）を定め、従業員（以下管理画面を利用する従業員を「利用者」といいます）が管理画面を利用する場合には、管理者に利用者のアカウントの発行手続きを行わせるものとします。なお、管理画面のアカウントは、利用者1名につき1アカウントが付与されるものとし、発行されたアカウントは、利用者本人のみが利用できるものとします。
2. 塾は、当該利用者のアカウントの利用が不要になった際には、管理者に対して速やかに当該アカウントの無効化の手続きを行わせるものとします。
3. 塾は、管理画面の利用にあたり、管理者および利用者に対して、以下に定める禁止行為を行わないよう周知徹底するものとします。
  - ① 虚偽の情報を登録すること

- ② 他人のアカウントを不正に使用すること
  - ③ 管理画面のシステムに不正にアクセスすること
  - ④ 管理画面の運営を妨げる行為をすること
  - ⑤ 管理画面に本来の利用の目的以外でアクセスすること
  - ⑥ 管理画面内の顧客情報を漏洩させること
  - ⑦ 塾の教室内などの許可された場所以外で管理画面にアクセスすること
4. 塾は、管理者または利用者が本条に定める内容に違反したことによりベネッセおよび団体に損害が発生した場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。
  5. ベネッセおよび団体は、管理者または利用者が管理画面を利用することによって生じた損害、各種トラブル等に関して、ベネッセまたは団体の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。
  6. 塾は、管理者および利用者に管理画面を利用させるにあたり、以下の内容を管理者および利用者へ通知し、事前の同意を得るものとします。

＜管理画面の利用者情報の外部送信について＞

以下のとおり、管理画面にアクセスした管理者および利用者の情報を株式会社ベネッセコーポレーションおよび以下の送信先に送信することに合意します。

- ・利用目的：提供するサービスの効果検証や、改善・新サービスの開発のため
- ・送信項目：アプリの利用情報（閲覧した画面や端末情報等）
- ・送信先：Google LLC（Firebase）
- ・送信先の利用目的：

<https://marketingplatform.google.com/about/analytics/terms/jp/>

7. ベネッセは、塾へのアフターフォローのために、管理画面の受講者の情報について、個人情報が見えない形でアクセスすることができるものとします。

## 第8条（ライセンス料の支払い）

1. 塾は、ベネッセコンテンツの団体受講にかかる対価として、団体に対してライセンス料を支払うものとします。ライセンス料は、以下に定めるアカウント単価にアカウント使用実績数を乗じて算定するものとします。

＜アカウント単価＞ ※金額はいずれも消費税等込

- ・「AI StLike for 学習塾」 金 1,100 円
- ・「プログラミング講座」 金 3,450 円（内訳 講座料 2,900 円+システム利用料 550 円）

~~2. 塾は団体に対し、アカウント使用実績数合計を毎月●日までに報告するものとします。なお、塾は「AI StLike for 学習塾」および「プログラミング講座」の両方を使用している場合には、その内訳についても団体に報告するものとします。~~

~~3. 2.~~ 団体は、毎月、塾が団体に対して支払うべきライセンス料を取りまとめ、毎月●日までに翌月 15 日までに塾に該当月分の請求書を交付して請求するものとします。

~~4. 3.~~ 塾は、請求書受領月の当翌月末●日までに、団体の指定する銀行口座に前項の請

求額を振り込み支払うものとします。なお、当該振り込みに係る手数料は塾の負担とします。

~~5-4.~~ 団体は、塾がライセンス料の支払いを怠った場合、相当な期間を定めて支払の督促を行うものとします。当該督促にもかかわらず、塾によるライセンス料の支払いが、団体が定めた期日までになされなかった場合には、団体は、第17条第3項第6号に基づき、何らの催告なしに直ちに本使用許諾契約を解除することができるものとします。この場合、解除日の属する月の翌月1日以降は、塾に対するベネッセコンテンツの使用が停止されるものとし、当該停止によって生じる塾サービスの提供不能に伴う顧客への説明等の各種対応は、塾の責任により実施するものとします。

### 第3章 個人情報の取り扱い

#### 第9条（個人情報の取扱い）

1. 塾サービスの実施に伴う顧客の個人情報の取得主体は、塾とします。塾は、個人情報の取得主体として、個人情報保護に関する法令等に従い、自らの責任において個人情報の適法かつ適正な取得・利用に必要な措置を講じるとともに、不当に第三者に開示・提供・漏洩しないよう十分な個人情報管理措置を講じるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、ベネッセは、顧客の同意を得たうえで、塾サービスの利用登録時などにおいて、顧客の個人情報を直接取得することができるものとします。ベネッセが直接取得した個人情報は本条の適用対象外とし、ベネッセが、個人情報の取得主体として個人情報の適法かつ適正な取得・利用・管理に必要な措置を講じるものとします。

### 第4章 商標の使用、権利の帰属

#### 第10条（ベネッセ商標等の使用）

1. 団体は、ベネッセから許諾を受け、塾に対し、塾が塾サービスの名称として、別紙2に定めるベネッセの商標等（以下「ベネッセ商標等」といいます）を、受講者および講師の募集その他塾サービスの運営に必要な不可欠となる範囲で非独占的に使用することを再許諾します。なお、塾が使用することができるのは、別紙2に定めるベネッセ商標等のうち、塾が使用しているベネッセコンテンツにかかるもののみとし、これ以外のベネッセの商号「株式会社ベネッセコーポレーション」もしくは「ベネッセコーポレーション」、またはベネッセの商標「進研ゼミ」、「進研ゼミ小学講座」もしくは「進研ゼミ高校講座」、およびそれらに類する、ベネッセの商号、商標およびロゴマークを一切使用してはならないものとします。

2. 塾がベネッセ商標等を使用する場合には、団体に対しベネッセ商標等の使用態様および使用媒体等を提示のうえ、ベネッセおよび団体の事前の承諾を得るものとします。
3. 塾は、ベネッセ商標等の使用にあたっては、団体から提供を受けたデータ（以下「ベネッセ商標等のデータ」といいます）をそのまま使用するものとし、ベネッセ商標等のデータを善良な管理者の注意義務をもって管理および使用するものとします。また、塾は、塾サービスに関して異なる名称を使用し、または、ベネッセ商標等のデータに改変を加えてはなりません。
4. 塾は、第13条第1項で定める本使用許諾契約の契約期間の終了後、ベネッセおよび団体の指示に従い、速やかにベネッセ商標等のデータを廃棄または消去するものとします。

#### 第11条（権利の帰属）

1. 塾は、ベネッセコンテンツおよびベネッセ商標等に含まれる著作権、商標権その他の知的財産権およびノウハウ・営業上の秘密に係るすべての権利がベネッセに帰属することを争わず、また、本使用許諾契約の成立はこれらの権利を塾に移転するものではないことを確認し、了解します。
2. 受講者がベネッセコンテンツを利用した際にベネッセコンテンツに蓄積された学習データ等に基づきベネッセが行うベネッセコンテンツの改良についても、前項と同様に取り扱うものとします。

### 第5章 一般条項

#### 第12条（秘密保持）

1. 塾は、ベネッセおよび団体から提供された情報、資料など、本使用許諾契約に関連して知り得たベネッセおよび団体の事業に関する情報ならびに本使用許諾契約の内容（以下総称して「秘密情報」といいます）を、善良な管理者の注意をもって厳に秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはなりません。
2. 塾は、秘密情報を、本使用許諾契約の目的以外の目的に使用せず、また本使用許諾契約の目的達成のために必要な範囲を超えてコピー・複製を行いません。
3. 団体は、塾に対し、秘密情報の利用状況や管理方法が本使用許諾契約の条件に適合しているかを検証するために、必要な利用状況・管理方法の報告を求めることができるものとします。
4. 団体は、前項に基づく報告の結果、秘密情報の利用状況や管理方法が条件に適合していないと判断する場合、塾に対して秘密情報の利用方法・管理方法・保管方法の是正を求めることができるものとし、塾は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

5. 団体は、第3項に定める報告の結果、秘密情報の利用状況や管理方法が十分ではないと判断した場合、塾の営業時間内において、塾による秘密情報の利用状況・管理方法等の監査を実施することができるものとします。
6. 前項による監査の結果、塾が本使用許諾契約に違反して秘密情報を利用していることが確認された場合、また本使用許諾契約に違反して秘密情報を管理していることが確認された場合、塾は団体に対し監査に要した費用を支払うとともに、当該違反により団体に発生した損害がある場合は当該損害を賠償するものとします。
7. 本使用許諾契約が終了した場合、またはそれ以前でも団体が要求した場合は、塾は、速やかに秘密情報をそのコピーも含めて、団体に返却し、または団体の指示に従い廃棄もしくは消去します。

#### 第13条（使用許諾期間）

本使用許諾契約の契約期間（以下「本使用許諾期間」といいます）は、本申込書において「ベネッセコンテンツ使用期間」として記載する期間とします。但し、ベネッセ団体間契約が終了した場合には、本使用許諾契約もベネッセ団体間契約の終了と同時に終了するものとします。

#### 第14条（中途解約）

団体または塾は、本使用許諾期間中であっても、相手方に対する3ヶ月前の書面通知により本使用許諾契約の途中解約を申し入れることができるものとします。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

団体および塾は、本使用許諾契約成立時において、それぞれ相手方に対し、①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および団体または塾の本店、支店その他主要な事業所の所在する都道府県における反社会的勢力の排除に関する条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しないこと、ならびに②自らまたは第三者を利用して、本使用許諾契約に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為、または法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないことを表明し、かつ将来にわたって①のいずれにも該当しないこと、および②のいずれの行為もしないことを確約します。

#### 第16条（報告）

塾は、次に示す事項のいずれかが生じたときは、速やかにその旨およびその内容を団体に報告しなければなりません。

- ① 商号（塾の名称）、所在地、主たる事務所の変更

- ② 塾サービスを実施する塾の教室の新設または廃止
- ③ 資本金の減少
- ④ 代表者、重要な使用人の異動および組織の変更
- ⑤ 連絡、確認を行う主任担当者の変更
- ⑥ 解散、合併または事業の重要な部分の譲渡
- ⑦ 主要株主の異動等経営主体の変動
- ⑧ その他経営上重大な影響を及ぼす事項

#### 第 17 条（契約解除）

1. 団体および塾は、相手方が本使用許諾契約上の義務の履行を怠ったときは、相当な期間を定めた催告を行い、なお当該義務が履行されないときは、本使用許諾契約の全部または一部を解除することができるものとします。
2. 団体および塾は、相手方が次の各号の一に該当したときは、本使用許諾期間中といえども何らの催告なしに直ちに本使用許諾契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - ① 振出した手形もしくは小切手が不渡りになったとき、または支払停止もしくは支払不能の状態に至ったとき
  - ② 破産手続開始の申立、特別清算開始の申立、民事再生手続開始の申立、または会社更生手続開始の申立の事実が生じたとき
  - ③ 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行を受ける等資産状況が極度に悪化したとき
  - ④ その他、相手方の支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が起きたとき
  - ⑤ 第 15 条に違反したとき
  - ⑥ 第 16 条各号に定める事項が生じ、本使用許諾契約を継続しがたいと認められるとき
  - ⑦ その他、前各号に準ずる本使用許諾契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
3. 団体は、塾が次の各号の一に該当したときは、本使用許諾期間中といえども何らの催告なしに直ちに本使用許諾契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - ① 本使用許諾契約成立後 6 か月を経過しても、塾が塾サービスを開講しないとき
  - ② 塾が本使用許諾契約に定める条件に反した状態で塾サービスを繰り返し実施したとき
  - ③ 私的整理または事業停止により、塾が運営する教室を閉鎖し、または相当な期間にわたる休業により塾サービスが実施されていないと認められるとき
  - ④ 塾が塾サービスの名称や塾サービスを実施する教室の所在地を団体の承諾なしに変更したとき

- ⑤ 塾がベネッセの信用を著しく傷つけ、または、傷つけるおそれがあるとき
- ⑥ 塾から団体へのライセンス料の支払いが、第8条第5項に基づく団体による督促にもかかわらず、団体が定めた期日までになされないとき

#### 第18条（契約終了の効果）

1. 本使用許諾契約がその理由の如何にかかわらず終了したときは、塾は、契約終了日から30日以内に、すべての教室からベネッセ商標等その他塾サービスを実施していると誤認させる事柄を示す一切の表示を抹消、撤去するものとし、これ以外にも必要であると認められるときには、各種変更を行い、塾サービスの提供が終了したことを第三者が正確に判断できる状態にするものとします。
2. 塾が前項の期限内に必要な処置を行わない場合、団体は、その指定する第三者により塾に代わって必要な工事・作業等を行い、その費用を塾に請求することができるものとします。
3. 塾は、本使用許諾契約終了後速やかに、本使用許諾契約に基づきベネッセまたは団体より提供された各種資料等（これらの複製物も含みます）をベネッセまたは団体に無条件で返却またはデータ消去しなければなりません。また、塾において作成した塾サービスに関する販促物等は、塾において適正に廃棄またはデータ消去するものとします。
4. 本使用許諾契約が終了した際は、塾は団体に対する一切の債務を直ちに完済しなければなりません。

#### 第19条（損害賠償）

団体または塾は、相手方が本使用許諾契約に違反したことまたは第17条に定める事項に該当し本使用許諾契約を解除したことにより自己に損害が生じた場合は、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

#### 第20条（権利義務の譲渡）

団体および塾は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本使用許諾契約から生じる権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または、担保に供してはなりません。

#### 第21条（特記事項）

1. 塾が本使用許諾契約に違反した場合、ベネッセが塾に対して直接、本使用許諾契約への違反状態を是正するよう指示する場合があります、塾は速やかに当該指示に従い対応するものとします。
2. 塾は、本使用許諾契約に違反した場合、団体のみならずベネッセに対する損害賠償義務等の責任を負うことがあることを確認のうえ、本使用許諾契約の定めを遵守する



ものとしします。

#### 第 22 条（存続条項）

第 4 条（クレーム対応）、第 5 条（運営責任）、第 6 条（運営主体の明示）、第 7 条（管理画面の利用に関する各種条件）第 4 項および第 5 項、第 9 条（個人情報の取扱い）、第 10 条（ベネッセの商標等の使用）第 4 項、第 11 条（権利の帰属）、第 12 条（秘密保持）、第 18 条（契約終了の効果）、第 19 条（損害賠償）、第 20 条（権利義務の譲渡）、本条および第 23 条（協議）第 2 項の効力は、本使用許諾契約が期間満了または解除により終了した場合でも引き続き存続します。

#### 第 23 条（協議）

1. 本使用許諾契約に定めのない事項ならびに規定の解釈に疑義を生じた事項について、団体と塾は誠意をもって協議のうえこれを解決します。
2. 本使用許諾契約に関して団体と塾の間に紛争を生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定日：2024 年 6 月 1 日

【別紙 1】

【別紙 2】 ベネッセ商標等

①商標「AI StLike」（商標登録 標準文字：第 6288802 号、図形：第 6288803 号）

②ロゴマーク「プログラミング講座」

プログラミング講座